

(新着情報)

令和2年5月15日 緊急事態宣言の解除に伴う期日等について

令和2年5月14日、岐阜県について、政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、当面の間、岐阜県内の裁判所における期日は、同月11日に掲載した取扱いを継続します。

なお、今後の情勢によっては、再開の範囲が拡大されることがあります。